3～5　（略）

6　建設市場整備推進官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

一　専門工事業に係る産業構造の改善対策に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関すること。

二　（略）

第四十六条　（略）

2　都市防災対策企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～四　（略）

五　宅地の耐震化（地震時における地盤の滑動、崩落又は液状化による被害の防止を図るために行う宅地の改良をいう。以下この号において同じ。）の推進に関すること（宅地の耐震化に関する事業の指導及び助成に関することを除く。）。

六・七　（略）

3　（略）

（流域減災推進室及び事業監理室並びに技術調整官）

第六十一条　治水課に、流域減災推進室及び事業監理室並びに技術調整官一人を置く。

2　流域減災推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　河川の整備、利用、保全その他の管理に関する事務のうち、減災に関する企画及び立案、調整、指導並びに監督に関すること（他課及び事業監理室の所掌に属するものを除く。）。

二　河川管理施設等（河川管理施設及び河川法第二十六条第一項の許可を受けて設置される工作物をいう。）の規格構造に関する事務のうち、減災に関すること（河川環境課の所掌に属するものを除く。）。

三　流域における治水及び水利に関する施策の企画及び立案並びに推進に関すること（水政課及び河川計画課の所掌に属するものを除く。）。

3～5　（略）

6　建設市場整備推進官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

一　建設業に係る産業構造の改善対策に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関すること。

二　（略）

第四十六条　（略）

2　都市防災対策企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～四　（略）

（新設）

五・六　（略）

3　（略）

（事業監理室並びに治水企画官、技術調整官及び河川整備調整官）

第六十一条　治水課に、事業監理室並びに治水企画官、技術調整官及び河川整備調整官それぞれ一人を置く。

（新設）

四　地方公共団体等からの委託に基づき、第一号に掲げる事務に関連する建設工事又は建設工事の設計若しくは工事管理を行うこと。

3　流域減災推進室に、室長を置く。

4・5　（略）

（削る）

6　（略）

（削る）

（管理企画指導室並びに下水道事業調整官、下水道国際・技術調整官及び下水道国際推進官）

第六十二条の四　下水道企画課に、管理企画指導室並びに下水道事業調整官、下水道国際・技術調整官及び下水道国際推進官それぞれ一人を置く。

2～5　（略）

6　下水道国際推進官は、命を受けて、下水道部の所掌に属する国際関係事務で海外における我が国事業者の事業活動の推進に係るものに関する特定事項についての企画及び立案並びに外国の行政機関その他の者との調整に関する事務（下水道国際・技術調整官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（新設）

2・3　（略）

4　治水企画官は、命を受けて、治水課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

5　（略）

6　河川整備調整官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

一　高規格堤防整備事業その他の河川の周辺の地域における市街地の整備と関連して行う河川事業に係るもの及び河川の利用に係るものに関すること（事業監理室の所掌に属するものを除く。）。

二　河川の整備等に関する事務で発電その他の河川の整備等に関連する事業との調整に関するもののうち、特定事項に関すること。

三　地方公共団体等からの委託に基づき、第一号に掲げる事務に関連する建設工事又は建設工事の設計若しくは工事管理を行うこと。

（管理企画指導室並びに下水道事業調整官及び下水道国際・技術調整官）

第六十二条の四　下水道企画課に、管理企画指導室並びに下水道事業調整官及び下水道国際・技術調整官それぞれ一人を置く。

2～5　（略）

（新設）